

日本人の子 (As Spouse, Child of Japanese)

1. 旅券 (オリジナルと身分事項のコピー)
2. 査証申請書 (オリジナル)
 - ・ 署名は旅券と同じ書体にしてください
 - ・ 18歳未満の場合、責任者の署名
 - ・ 上記責任者の身分証明書 (認証済みのコピー)
3. 写真1枚 3 X 4 cm (最近撮影した鮮明なもの)
4. 申請人の身分証明書 R G (認証済みのコピー)
5. 申請人の住所証明のコピー
6. 申請人の出生証明書 (認証済みのコピー)
7. 日本人である父及び母の身分証明書 R G 又は R N E (認証済みのコピー)
(既に死亡して戸籍謄本に死亡事実が記載されていない場合は、死亡証明書 (認証済みのコピー) が必要です。)
8. 両親の婚姻証明書 (認証済みのコピー)
(戸籍謄本に婚姻事実が記載されている場合は必要ありません。)
9. 日本人である父又は母の戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書
(1年以内に発行されたもの) (オリジナルとコピー)
10. 日本での生活維持能力を証明する資料
(例: 申請人の雇用内定書) (オリジナル)
 - ・ 日本に居住する家族の方 (両親、兄弟、配偶者又は子) が保証する場合は必要ありません。
 - ・ 上記の場合、親族関係を証明する書類を提出してください
(認証済みのコピー)
11. 日本に居住する身元保証人の下記の書類 (有効期間: 3ヶ月)
 - ・ 身元保証書 (オリジナル)
 - ・ 在職証明書 (オリジナル)
 - ・ 住民票 (オリジナル) (外国人の場合は記載事項に省略がないもの)
 - ・ 在留カードのコピー (表裏) (外国人の場合のみ)
 - ・ 旅券のコピー (身分事項、署名欄、査証、出入国印等のページ)
(外国人の場合のみ)
 - ・ 収入証明書: 下記書類いずれかの1点 (オリジナルとコピー)
 - ・ 源泉徴収票
 - ・ 所得証明書
 - ・ 確定申告書控
 - ・ 給与明細書 (直近の過去3ヶ月分)

※身元保証人が家族の方で日本から申請人を呼び寄せている場合は、上記書類を提出してください。

身元保証人が家族の方で申請人と同時入国する場合は、下記書類を提出してください。

- ・ 身元保証書 (オリジナル)
- ・ 旅券のコピー (身分事項、署名欄、査証、再入国許可、出入国印等のページ)
- ・ 身元保証人の下記書類のいずれか1点 (オリジナル)

- ・雇用内定書
- ・最新の在職証明書（身元保証人が休暇中の場合）

備考：

1. 査証の有効期間：申請人は、査証発給日より3ヶ月以内に日本に入国しなければなりません。
2. 旅券の有効期間：旅券は、原則として申請時に残存有効期間が6ヶ月以上であるもの。
3. 必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。